

## 事業系ごみの出し方の見直しに係る意見交換会（報告）

### 1 日時

令和5年9月13日（水）午後5時00分から6時30分まで

### 2 場所

クリーンセンタープラザ館2階 研修室3

### 3 参加者

市の一般廃棄物収集運搬業許可業者5社の代表取締役等 6名  
傍聴人 0名

### 4 資料（別添のとおり）

資料1 事業系廃棄物処理リーフレット（案）

資料2 事業系廃棄物処理ガイドブック（流山市事業系廃棄物受入基準）（案）

### 5 意見交換の概要

資料1を元に、事業系ごみの出し方の見直しについての概要を説明。  
以下、出席者からの意見と、主催者側からの回答

（意見）

今後は産業廃棄物のうち、あらゆる事業活動に伴うものは市施設に搬入されないのか。

（回答）

ペットボトルと容器包装プラスチックについては、本来は、産業廃棄物の廃プラスチック類に該当する廃棄物であるが、1日1事業者あたり45ℓ相当1袋までを、自己搬入に限り、他の廃棄物と併せて処理することができるものとして、受け入れることとしている。

（意見）

事業系廃棄物処理の基準は市町村が決定するものであると捉えているが、他市町村の実態はどうなっているのか。

(回答)

流山市と同様に人口増加の著しい自治体上位10自治体のうち、関東近辺の自治体の事業系廃棄物の適正処理について調べた。

それらの市町村は、今般市が作成した事業系廃棄物処理ガイドブックと同様のものをすでに作成し、事業系廃棄物の減量・資源化や適正処理に努めている。また、それらの市町村においては、市に搬入できる品目区分においても、法に基づき産業廃棄物と事業系一般廃棄物を明確に区分し、事業系一般廃棄物を市の施設で処理するものとしている。

今回調査した市町村は、茨城県つくば市、千葉県印西市、神奈川県海老名市である。

(意見)

食品残渣の付着した容器包装プラスチックなどは、産業廃棄物として処理先が限定される懸念があるが、どう考えるか。

(回答)

・通常の飲食店から出る食品残渣については、事業系一般廃棄物のため、適正に分別されていれば、今までどおり流山市の施設に搬入することはできる。

・産業廃棄物と一般廃棄物は廃掃法に基づいて明確に区分されており、市が定めているものではない。

食品残渣と容器包装プラスチックについても、排出事業者が法に基づき品目ごとに分別し、排出事業者の責務において適正に処理する義務がある。

(意見)

今般の改正において、今までの搬入制限や搬入基準が変わることについて、かなり急であると感じるがどうか。

(回答)

市の人口増などによる廃棄物の増加に伴い、近年増加している事業系廃棄物の減量・資源化は喫緊の課題となっている。市の焼却施設の安定稼働などを考慮した場合、事業系廃棄物においては、事業系一般廃棄物の減量・資源化に取り組んでいただくとともに、産業廃棄物は市施設に搬入せず、法に基づいて適正に処理することが必要である。

(意見)

・各排出事業者が、今回の変更に応じて廃棄物処理を行う場合、費用の増加や適正な分別などに対応するための人の確保など、負担がかなり大きくなると思われる。

・特に小規模事業者においては、対応が困難な場合が考えられるが、どのように考えるか。

(回答)

・産業廃棄物と一般廃棄物は廃掃法に基づいて明確に区分されており、それらは事業の規模に関わらず適用されるものである。

不適正な廃棄物処理は法令の違反につながるため、各排出事業者は事業者の責務として廃棄物の適正処理に対応する必要がある。

・廃棄物処理業許可業者については、各排出事業者が適正に区分した廃棄物を、一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処理業それぞれの許可の範囲内で、適正に廃棄物の処理をする必要があり、許可の範囲を超えた業務は許可の取消につながる。

(意見)

本来産業廃棄物のものを、市町村の施設で一般廃棄物とあわせて処理をすることについて、収集運搬業の許可との関係性はどのようなものなのか。

(回答)

一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物を、もしも収集運搬する場合、産業廃棄物の収集運搬業の許可が必要となる。

(意見)

事業所からでる少量のプラスチックは、どのような品目区分になるか。

(回答)

資料にもあるとおり、品目ごとに産業廃棄物かは明確に定められており、産業廃棄物となる。

(意見)

少量の廃プラスチック類は市の施設に搬入できるか。

(回答)

ペットボトルと容器包装プラスチックについては、本来は、産業廃棄物の廃プラスチック類に該当する廃棄物であるが、1日1事業者あたり45ℓ相当1袋までを、自己搬入に限り、他の廃棄物と併せて処理することができる

ものとして、受け入れることとしている。

(意見)

粗大ごみ(不燃性)は産業廃棄物なのか。

(回答)

粗大ごみ(不燃性)は産業廃棄物である。

(意見)

- ・今回の変更について、これから事業者にどのように説明していくのか。
- ・今回の変更について、市から文書を発行してほしい。

(回答)

・明日、商工会議所の常議委員会に出席し、見直しについての説明と意見交換を行う。

また、市の処理施設に直接搬入している事業者に周知を行う予定である。

・文書については、今回の「事業系廃棄物処理ガイドブック」が、市の受入基準を定めるものである。

(意見)

・令和6年4月からの運用開始に対して、許可業者として、人的配置などの準備が困難である。

・一般廃棄物収集運搬許可車両はどのように準備するのか。

(回答)

・令和6年4月1日まで準備期間を取っているのので、可能な限り準備をしていただきたいと思う。ご意見として承る。

・家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬も考慮し、車両を準備していただきたい。

(意見)

家庭から排出された燃やさないごみは、どのような扱いになるのか。

(回答)

一般廃棄物として市施設に搬入することになる。

(意見)

今回の見直しで、燃やさないごみと粗大ごみ(不燃性)が搬入できなくな

る理由は何か。

(回答)

燃やすごみについて、現在の 2,000kg という搬入制限の中で、一度に多量の事業系廃棄物が持込まれた場合、家庭系一般廃棄物と併せて処理を行う中で、市施設の安定稼働に支障をきたすため、安定稼働を考慮した量として 200kg とした。

事業者が燃やすごみを直接搬入している量の現状と照らし合わせた場合、事業者が燃やすごみを直接搬入した量の平均量は概ね 100kg であり、1日 200kg の搬入制限は実態と照らし合わせた場合でも概ね適正であると判断した。

事業系の燃やさないごみと粗大ごみ(不燃性)はこれまで、家庭ごみと同質・同量の少量に限り受入れていたものであり、一般廃棄物処理施設である市施設で、家庭ごみと併せてリサイクル処理が可能な少量の容器包装プラスチックとペットボトルを除き、本来市施設で処理するものではない産業廃棄物は市施設に搬入せず、法令に基づいて産業廃棄物として適正に処理することが必要である。

(意見)

容器包装プラスチックやフィルムなどの廃プラスチックを燃やすごみとして搬入することはできるか。

(回答)

ペットボトルと容器包装プラスチックについては、本来は、産業廃棄物の廃プラスチック類に該当する廃棄物であるが、1日1事業者あたり45ℓ相当1袋までを、自己搬入に限り、他の廃棄物と併せて処理することができるものとして、受け入れることとする。

その他の廃プラスチックは、産業廃棄物であるため、燃やすごみとして市施設に搬入はできない。

廃棄物処理業許可業者については、各排出事業者が適正に区分した廃棄物を、一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処理業それぞれの許可の範囲内で、適正に廃棄物の処理をする必要がある。